

公益活動団体協働提案負担金 制度概要

制度概要

- 地域課題や社会課題の解決のため、市と協働で事業に取り組む公益活動団体に負担金を交付する事業。
- 企画段階から意見交換し、双方の役割を明確にして協働事業を行う。
- 外部委員会（酒田市ボランティア・公益活動推進委員会）での書類審査により採択する事業を決定（来年度の予算成立を前提とする）。
- 当年度は企画期間→来年度に事業実施

令和8年度：令和9年度の事業実施分の提案→審査により事業候補を採択
令和9年度：採択事業を実施（予算成立の場合）

負担金区分

区分	事業	補助上限
団体提案型	フリーテーマで協働事業の提案を公益活動団体から募集	50万円 (補助対象経費の4/5以内)
行政提案型	市が提示するテーマに沿った協働事業の提案を公益活動団体から募集	50万円 (補助対象経費の10/10以内)

※1,000円未満切り捨て

対象経費

講師謝金、旅費、消耗品費、印刷費、団体構成員の人件費の一部 等

※事業実施に直接必要な経費のみ対象。団体の経常的な経費や運営費、協働事業に直接関係のない費用は対象外。

※詳細は「酒田市公益活動団体提案負担金の手引き」を参照（市ホームページ掲載）

対象要件

- 地域課題や社会課題の解決、新たな価値の創造に寄与し、取り組む必要性が高いこと。
- 酒田市総合計画に掲げる政策目標等の達成のために、具体的な効果や成果が期待できるものであること。
- 酒田市内での活動であること。
- 協働による相乗効果が期待できること。

※営利目的、宗教・政治・選挙活動、国・地方公共団体等から助成を受けるもの、施設等の建設及び整備を目的とするものは対象外。

提案できる団体

- ボラポートさかたに登録している団体で、主に市内で活動する3人以上の団体（法人格の有無問わず）。
- 代表者及び半数以上の構成員が市内に住所を有するもの。
- 計画的に公益活動を実践し、会則、規約等に基づき運営され、予算及び決算に係る事務を適正に行っているもの。

スケジュール

